明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務一）　一
〔告　示〕
○認定講習課程の修了試験の方法を定めた件の一部を改正する件（総務二）　三
○認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件（同三）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一三～一九）　一五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二〇～二二）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二三）　一六
〔人事異動〕
防衛省　一七
〔官庁報告〕
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省　令

○**総務省令第一号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条第二項第四号及び第四十九条の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十一日

総務大臣　川端　達夫

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三年以内」の下に「（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで）」を加える。

第七条中「三年以内」の下に「（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等卒業の日から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで）」を加える。

第三十三条第一項の表に次の注を加える。

注　船舶局における無線設備の国際通信のための操作に従事した経歴については、漁船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶又は同項第二号の船舶をいう。）に開設する船舶局によるものにあっては、当該漁船が遠洋区域（A三海域以上）を航行区域とする場合に限る。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

（認定の基準）

第三十四条　前条第一項の認定（以下この章において「認定」という。）の基準は、次のとおりとする。

一　営利を目的とするものでないこと（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合を除く。）。

二　総務大臣が認定講習課程を確実に実施することのできる者と認めるものが実施するものであること。

三　認定講習課程を実施しようとする者が当該認定講習課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定講習課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

四　総務大臣がその認定講習課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者（認定講習課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）を置くものであること。

五　申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ハ　第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であって、その処分の日から二年を経過しない者

六　認定講習課程の種別（前条第一項の表の上欄に掲げる資格でその認定講習の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第八号に掲げる講習科目及び講習時間（総務大臣が別に告示する要件を満たす者については、告示する講習時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

七　認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに十分な知識及び能力を有する者で、別表第十号に掲げる要件を備えたものが講師として従事するものであること。

八　認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに必要な設備を備えるものであること。